

# 岐阜県収入証紙の販売終了に伴う対応について (屋外広告業の登録)

## ○岐阜県収入証紙の販売・利用は順次終了します。

これまで屋外広告業の登録・更新の際に貼付していた岐阜県収入証紙は、令和7年12月末日をもって販売終了となります。  
なお、購入済みの岐阜県収入証紙は令和8年9月末日まで利用できます。

収入証紙の販売終了 令和7年12月末日

収入証紙の利用期限 令和8年9月末日

## ○令和8年1月以降の申請は、下記のうちいずれかの方法で対応してください

### ①令和7年12月末日までに購入した岐阜県収入証紙を使用して申請

販売終了までに購入した岐阜県収入証紙を使用すれば、利用期限まではこれまでどおり申請が出来ます。

### ②岐阜県都市政策課(県庁11階)に申請書類を持参し、窓口で決済

申請書を確認した後に決済方法をご案内しますので、県庁1階受付に屋外広告業の申請とお伝えいただき、11階(都市政策課)にお越しください。

#### 【対応可能な決済方法(主なもの)】

クレジットカード決済 コード決済 電子マネー決済等

### ③岐阜県屋外広告業登録電子申請フォームにて申請(調整中)

令和8年1月以降に電子申請フォームを導入予定です。

申請と決済がオンラインで可能となるシステムです。

決済はクレジットカードとPayPayの2種類です。

システムの詳細については、準備が整い次第、岐阜県屋外広告物のHPに掲載予定です。

(岐阜県公式ホームページ トップ>社会基盤>県土・都市整備>景観・屋外広告>屋外広告物)



県ホームページ

### ④その他

事業所が遠方かつオンライン申請も行うことが出来ないなど、①～③のいずれの方法も対応が難しい場合は、下記の問合せ先(岐阜県都市政策課)へ事前にご相談ください。

※岐阜県の登録を受けた屋外広告業者が、岐阜市内で屋外広告業を営もうとする場合、岐阜市へ「特例屋外広告業の届出」が必要です。(詳しくは岐阜市HPを参照)

